

申請に対する処分

処分名	国民健康保険税減免決定
根拠法令	奄美市国民健康保険税条例第27条
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用） 市民課（笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

減免基準の対象となる国民健康保険の被保険者が属する世帯の
世帯主

申請の方法

「国民健康保険税減免申請書」を提出する。

決定の要件

天災・その他特別な事情がある場合

（減免条例第2条第4号参照）

ア 震災，風水害，火災その他の災害によりその居住する家屋等に
著しい損害を受けた場合

イ 災害のため，農作物の減収による損失等が著しい場合

ウ 事業倒産等で失業し，休業若しくは廃業し，又は傷病等により
所得が著しく減少した場合

エ その他監獄，労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されてい
る被保険者がいる場合

2 標準処理時間

7日